

保護者の皆様へ



児童虐待の未然防止、早期発見に向けて（お知らせ）

近年の児童虐待相談件数や重篤な児童虐待事案の増加により、子どもの生活や権利に関する法律がこの数年で変わっています。児童福祉法には『虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村や児童相談所へ通告しなければならない』とされており、子どもと関わる方々のみならず、『誰であっても”虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は通告する義務』があります。

市町村においても、子どもの安全確認や安全確保の徹底が求められています。宇多津町では、児童虐待の未然防止・早期発見の観点から、特に子どもと接する機会の多い教職員や保育関係者の方々には、法令等に基づき以下の内容を徹底するよう依頼しています。

（学校や幼稚園、こども・保育園に依頼している内容）

- ①休業日を除き、続けて7日以上欠席して子どもの様子が確認できない場合、理由の如何にかかわらず速やかに報告すること。
- ②子どもに外傷等が発見された場合、理由も含めて速やかに報告すること。
- ③その他、児童虐待が疑われる場合、速やかに報告すること。

なお、児童虐待の有無を判断するのは教育・保育機関ではなく、市町や児童相談所等の専門機関が行います。先生方には、起こっている事実を速やかに報告することを依頼しています。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、「子育てに悩んでいる」、「精神的につらい」等の様々なご相談について、各専門の相談窓口があります。裏面の相談機関一覧をご参照いただき、お気軽に相談ください。

令和7年4月 宇多津町保健福祉課
宇多津町教育委員会



○県内・近隣の相談窓口

子育てに関する相談 (養護問題、虐待、しつけ、発達、ヤングケアラーなど)	香川県西部子ども相談センター 宇多津町相談支援センター	0877-24-3173 0877-49-8028
乳幼児に関する子育て相談(予防接種、健診、栄養、発達など)	宇多津町保健センター	0877-49-8008
不登校や非行に関する相談	宇多津町教育支援センター 香川県教育センター	0877-49-3460 087-813-0955
子どものネットトラブル相談	香川県教育センター	087-813-3850
こころの不安などの相談	香川県精神保健福祉センター 香川県中讃保健福祉事務所 保健対策第二課	087-804-5565 0877-24-9963
配偶者等からの暴力等(DV)に関する相談	香川県子ども女性相談センター 内閣府 DV 相談ナビ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	087-862-8861 #8008 (はれれば) #8891
児童相談所虐待対応ダイヤル	※近くの児童相談所につながります。	#189 (いちはやく)
障害福祉に関する相談(身体、知的、精神、発達)	宇多津町相談支援センター	0877-49-8028
ひきこもりに関する相談		
生活の困窮に関する相談	宇多津町社会福祉協議会	0877-49-0287

児童虐待とは…

身体的虐待

- ・叩く、殴る、蹴る、首を絞めるなどの暴力
- ・やけどをさせる、溺れさせる
- ・乳幼児を激しく揺さぶる
- ・冬季などに戸外に閉め出す 等

性的虐待

- ・性的な行為の強要、教唆
- ・性交や性器を見せたり、触る
- ・ポルノグラフィーの被写体にする 等

ネグレクト

- ・学校に通わせない
- ・健康や安全、衛生面への適切な処置や配慮がない
- ・幼い子を残して外出する、車内に放置する 等

心理的虐待

- ・大声や脅しなどで恐怖に陥れる
- ・無視や拒絶的な態度をとる
- ・きょうだい間での差別的扱い
- ・子どもの前での激しい口論やDV
- ・自尊心を傷つける言動 等